

○地価税法施行規則第十条第三項に規定する保存の方法を定める件

平成三年六月六日

大蔵省告示第一二〇号

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）第十条第三項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を次のように定める。

地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十三条に規定する帳簿を地価税法施行規則第十条第二項に定める保存すべき場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）B七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリダ又はマイクロフィルムリダプリンタを設置し、かつ、当該帳簿が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法

一 日本工業規格（不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）K七五五八（一九八六）2（安全性）に規定する安全性の基準を満たす材質であること。

二 日本産業規格B七一一八七附属書一2（マイクロフォームの実用品位数）に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。

三 日本産業規格B七一一八七8（処理、品質及び保存方法）の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。

四 日本産業規格Z六〇〇八4（解像力の試験）の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。

五 次に掲げる事項が記載された書面が撮影されていること。

イ その者（その者が法人である場合には、当該帳簿の保存に関する事務の責任者）の当該帳簿が真正に撮影された旨を証する記載及びその氏名

ロ 撮影者の氏名

ハ 撮影年月日